

第7章 計画の推進と点検体制

1 計画の推進体制

(1) 庁内における推進体制の充実

本計画の推進に当たっては、全庁的な体制のもとに「幸手市庁内ネットワーク会議」を組織し、各年度においてその実施状況を把握・点検しながらその後の対策を実施していきます。

また、幸手市児童福祉審議会において、本計画の進捗状況等について報告し、点検・評価を受けるとともに、その結果や内容を施策や事業の見直し等に反映させることとします。

(2) 住民参加による計画の推進

本計画を推進するうえでは、住民の理解と参加が不可欠です。

本計画の内容を、市のホームページや概要版の配布等により、広く住民に周知するとともに、計画の各年度の実施状況等に係る情報を、広報やホームページ等により掲示するなど、住民への、情報の提供を行うなど、住民の参加と協力が得られる体制の整備を図ります。

2 行政・住民・地域団体・企業等の役割分担

この計画は、行政はもちろんのこと、住民・地域団体・企業等それぞれが適切な役割を分担し、連携・協力しあいながら一体となって進めていくことをめざします。

(1) 行政の役割

行政(市)は、この計画の内容を広く住民に知らせるとともに、施策・事業の実施主体として全庁的な体制のもとで取り組むとともに、地域住民等活動を積極的に支援するなど、住民や企業、団体、国、県などと連携・協力しながら各事業を積極的に推進します。

また、必要に応じて、国や県に対して支援体制の充実や制度の見直しを働きかけていきます。

(2) 住民(個人・家庭)の役割

家庭環境や心身の障がいの有無などにかかわらず、すべての子どもが健全に成長できるよう、地域社会全体で、子育てを温かい目で見守るとともに、子ども同士や子どもと地域の人々との交流をとおして、地域の子育てを支援するように努めます。

家庭においては、子どもを一人の人格を持った人間として尊重して、しつけや教育などを行い、家族全員が協力して子育てに当たります。

(3) 地域団体

自治会、子ども会や児童育成団体などの地域団体は、地域社会における子育て支援の核として、子どもの見守りや各種育成活動を積極的に展開するように努めます。

また、子どもたち同士のふれあいや、高齢者など多世代との交流を行うなど、ともに学び、体験できる機会を提供していくとともに、ボランティア活動、NPO活動など、地域団体活動への参加の拡大に努めます。

(4) 地域企業等

民間企業などの各種法人・団体は、子どもが社会の活力の源であることを踏まえ、男女がともに子育ての喜びと働く喜びを同時に得ることができるよう、多様な働き方の提供など、仕事と子育ての両立に努めるとともに、福祉、教育、芸術、文化、スポーツ活動など地域社会への貢献活動の充実に努めます。

3 計画全体の評価指標

本計画全体の評価指標として以下の3項目を設定し、目標の達成に努めます。

評価項目	現 状 (平成20年度)	目 標 (平成26年度)	備 考
「楽しいと感じることの方が多く」と感じている保護者の割合	未就学児 = 61.0% 就学児童 = 55.0%	割合の上昇 割合の上昇	アンケート調査による
「子どもの数」の理想と現実が一致している保護者の割合	未就学児 = 42.9% 就学児童 = 60.6%	割合の上昇 割合の上昇	アンケート調査による
「仕事時間」と「家事等時間」の優先度合いで、理想と現実が一致している保護者の割合	未就学児 = 48.4% 就学児童 = 42.9%	割合の上昇 割合の上昇	アンケート調査による